平成29年度第1回 新潟市男女共同参画審議会会議録

日時	平成29年7月5日(水) 午後1時30分~午後3時30分
会 場	新潟市役所分館6階 601会議室
出席者 (委員10名)	内山 晶 蛭子 克己 片元 彰 木村久美子 指田 祐美 渋谷 俊男 鈴木由美子 田邊 裕美 船山 昌代 若山 良夫 (50音順敬称略)
傍聴者	4名
次第	1 開 会 2 挨 拶 3 委嘱状交付 4 議 事 (1) 会長の選出について (2) 会長代理の指名について (3) 報 告 ①平成29年度事業について ②平成28年度男女共同参画苦情処理状況について ③平成28年度男女共同参画推進会議開催状況について (4) 行動計画実施事業の評価について(H28年度実施事業) (5) 評価部会員の選任について そ の 他 6 閉 会
事務局(長谷川補佐)	それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成29年度第1回新潟市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。本日の進行を担当させていただきます男女共同参画課、課長補佐の長谷川でございます。はじめに、委嘱状の交付でございます。今期、委員の改選がございましたので、委嘱状を野島市民生活部長よりお一人ずつ交付させていただきます。内山委員からお願いいたします。
部長	(部長より、委員に対して委嘱状を交付)
事務局 (長谷川補佐)	以上で、委嘱状の交付を終わります。 続きまして、野島市民生活部長からごあいさつを申し上げます。
部長	今ほど委嘱状を交付させていただきました。改めまして、このたび新潟市 の男女共同参画審議会委員をお引き受けいただきまして大変ありがとうござ います。お礼申しあげます。

そしてまた、本日は大変お忙しい中、第1回目の会議にご出席いただきまして、あらためてお礼申し上げます。ありがとうございます。

男女共同参画の推進というのは、大変広い分野にまたがる仕事でして、国 におかれましても、さまざまな分野で施策が行われております。

近年では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、略して「女性活躍推進法」と言われておりますが、昨年の4月に全面施行されました。これは少子高齢化がさらに進む中で、社会の活力を維持していくためには女性のさらなる活躍が不可欠であるということで、女性の活躍を推進する取組みの一つとして進められているものでございます。

本市におきましても、男女がともに充実した生活を送るためにワーク・ライフ・バランスを進めるということで、昨年度に経済団体、労働団体、関係行政機関などとともに協議会を設立いたしました。そこで、情報の共有や協力・連携等を行いながら、ワーク・ライフ・バランスを推進しているところでございます。

また、今年の1月に、これも初めての試みでしたが「新潟市ワーク・ライフ・バランス推進フォーラム」をユニゾンプラザの大ホールを会場に開催いたしました。そこでは講演会や優秀事業所の表彰を実施しました。これまでなかなか企業へのアプローチ、経済界へのアプローチというのが難しかったのですけども、その足がかりができたのではと思っています。

さらに今年度は、「女性活躍推進法」に基づいて、地方公共団体としての地域推進計画の策定や、経営者向けのワーク・ライフ・バランス推進セミナーの実施などを予定しており、そのような形で新たなアプローチをしているところです。

最近、働き方改革とか働き方の問題だけが非常にクローズアップされています。しかし、委員の皆さまにお渡しした新潟市の男女共同参画行動計画には、「この行動計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する事ができる男女平等社会の実現を目指す。」と明記されています。働き方改革、これはすごく大事なことで、これが進まないと生き方や生活の仕方が変わっていかないのですが、私たちが男女平等社会を目指していくための一つのツールとして働き方改革というものを重要と捉えているところです。

皆さま方にはこれから、新潟市のさまざまの政策がこの行動計画に基づいてきちんと推進されているかというチェックをお願いすることになります。

今期、この審議会では、公募委員の3名の皆さまを含む7名の方が新たに お引き受けくださり、また、昨年度から8名の方に引き続き継続して委員を お引き受けいただいております。

これから2年間の任期となりますが、本市の男女共同参画の推進にぜひお力を貸していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 (長谷川補佐)

本日は、本年度4月の改選後、初めての会議でございますので、議事に入ります前に、委員の皆さまから自己紹介ということでひと言ずつお願いしたいと思います。

名簿の順で、内山委員から順にお願いいたします。(名簿50音順)

九山禾昌	会議士の内山と中上ます。用力井同名画部には並卯から厳帳事件の際にり
内山委員	弁護士の内山と申します。男女共同参画課には普段から離婚事件の際にD
	Vのご相談のことで大変お世話になっております。初めてのことでわからな
	いことがいっぱいありますがよろしくお願いいたします。
蛭子委員	新潟日報で論説編集委員をしております蛭子克己と申します。今回委員に
	なりまして、私自身が日々こう普通にやっていることなのかなと思っていた
	ら、いろんな資料を見るとものすごく難しいので勉強しながら頑張っていき
	たいと思います。よろしくお願いします。
片元委員	前期から委員を務めさせていただいております片元彰と申します。名簿の
717022	ではNPO法人ファザーリング・ジャパン会員となっておりますが、基本的
	には今「主夫」をやっております。そう言った目線からも男女共同参画につ
	いてはまだまだ分からない点が多いですけども皆さまと一緒に、皆さまのお
	考えなどお聞かせいただき勉強させていただきたいと思います。 1年間よろ
	しくお願いいたします。
木村委員	新潟労働局雇用環境・均等室の木村と申します。雇用環境・均等室という
	のは、昨年4月から私ども労働局の中で立ち上がっている新しい組織です。
	これは「女性の活躍推進」と「働き方改革」を一体的に進めて行く組織とい
	うことで、昨年からいろいろなところで広報をさせていただいています。そ
	れらを政策の中心と据えて労働局として取り組んで行くということです。労
	働政策をこの会議でご紹介して、より良いものに進んでいければと考えてお
	りますのでどうぞよろしくお願いいたします。
上 指田委員	指田と申します。「NPO扉」の代表をしております。仕事は主に男女共同
11日安良	参画のお話を市民の方や企業などのいろいろな団体の方達にむけて分かり易
	く伝えることや、特に人権等の、行政が行う講座の企画などについて、広報
	をどのように行ったら、市民の方により届くとか、そんなような仕事をして
	おります。
	男女共同参画の審議委員になって今年で2期目、3年目になります。初め
	ての方もおられますし、いろいろお互いわからないことがあるかと思います
	が、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
渋谷委員	公募委員の渋谷と申します。私は山津水産という会社に勤めていて、新潟
	市の茗荷谷にある中央卸市場でマグロの卸をしています。なぜここにいるか
	というと、アルザにいがたでパパサークルを運営させてもらっていて、団体
	登録もさせてもらっていますが、そこから色々なご縁があってこの場に参加
	立せてもらっています。
	自分の勉強も兼ねて、新潟市で何が行われているかを知ろうと思って、そ
	ういう意味もあって参加しました。右も左もよくわからないので、ぜひご指
	導ご鞭撻をよろしくお願いします。
鈴木委員	新潟女性会議の鈴木と申します。私たちの会は、この男女共同参画行動計
	画を基本に研究・学習を続けてまいりました。今日皆さんのところにもお配

	りされた「第1次評価」という、分厚く見るのもしんどいこの資料をもとに 私たちは色々な部会で検討して、市との懇談会で意見を申し述べるという活動をしてきました。 そういうわけで、私のバックには多くの会員がいて、今日もまた傍聴に来 ていただいてとても視線を感じながら、とても荷が重いのですけど頑張って いきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
田邊委員	公募委員の田邊裕美と申します。人生を半分以上生きて色々なことを一通り経験したのですが、今までとても生きづらいと思っていた事も、社会や法制度が整ってきたおかげでだいぶ生きやすくなってきました。 私は娘がいるのですが、これから娘を含めた若い世代が、もっと生きやすく仕事しやすくなるように私も色々な問題を考えていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
船山委員	船山昌代と申します。今年で2年目になります。連合新潟地域協議会の副議長をさせていただいております。連合新潟いわゆる労働組合の集まりですが、その中の新潟市を中心とした地域の新潟地協というところで副議長をさせていただいています。 ワーク・ライフ・バランスとか、労働環境の問題が世間で言われている中で、男女それぞれ共存して生きやすいというのでしょうか、そういう社会、世界になるように頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
若山委員	若山と申します。東北塗装工業という会社の代表をしておりますが、商工会議所からの推薦で委員をさせていただいております。先期からの引き続きになりますので今年で3年目ということになります。 小さいながらも会社を経営しておりますのでその視点から意見できればと思います。また、私以外の方々は大なり小なりこういったテーマに精通されている方が多いと思うのですが、先期でも申し上げました通り、私は専門的な知識等はありません。そう言った専門性のない視点から、変な質問や意見をするかもしれませんが、そんな考えもあるのだなと聞いていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。
事務局 (長谷川補佐)	ありがとうございました。それでは、部長以外の事務局の職員から簡単に 自己紹介をいたします。
事務局 (上所課長)	男女共同参画課の上所と申します。 男女共同参画課は2年目でして昨年度は、万代にある男女共同参画推進センター「アルザにいがた」で市民を対象とした啓発事業等を行っておりました。この会議でみなさんから色々いただいた意見をもとに市の政策を進めて行きたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (長谷川補佐)	男女行動参画課の課長補佐の長谷川と申します。 男女共同参画課に来て3年目になりました。引き続きよろしくお願いいた します。

事務局 (野口補佐)	同じく男女共同参画課課長補佐の野口と申します。今年で2年目になりました。婦人保護事業、DV対策というところの担当をしております。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局(新井補佐)	4月に「アルザにいがた」にまいりました新井と申します。どうぞよろし くお願いいたします。
事務局 (堀川係長)	4月にまいりました。堀川と申します。よろしくお願いします。
事務局(窪田主査)	男女共同参画課2年目になります。窪田と申します。よろしくお願いします。
事務局 (小泉主査)	4月より男女共同参画課に参りました。小泉と申します。どうぞよろしく お願いいたします。
事務局(長谷川補佐)	続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。 事前に配付させていただきました資料が ・次第、委員名簿 ・資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4、資料5の1~3、資料6、資料7。 また、本日配布させていただきました資料として ・資料5-4 新潟市男女共同参画年次報告書H28年度事業実績評価方法 ・また資料7を修正の上で再度お配りいたしましたので、事前にお送りしたものとの差し替えをお願いいたします。ページ番号をふってある方が新しいものでございます。 ・資料8 平成28年度実施事業に関する意見また、労働局様からの参考資料として「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出状況」という資料を配布させていただいております。これについては後ほどご説明していただきますのでよろしくお願いいたします。 資料は以上ですが、新たに委員に就任された方々には、・第3次新潟市男女共同参画行動計画の本冊と概要版 ・男女共同参画に関する基礎調査報告書、黄色い本ですが、これは行動計画を作る際に、策定の前の年に行った市民へのアンケート調査です。・新潟市男女共同参画推進条例のパンフレット・同条例の施行規則 も配布させていただきました。あと、報酬の支払の関係で、マイナンバーが必要になる方には、届け出の様式と返信用封筒を配布させていただいております。蛭子委員、渋谷委員、田邊委員の3名になりますけども持ち帰られて必要事項を記載の上、返信用封筒で郵送していただければと思います。よろしくお願いいたします。不足している資料がございましたら事務局までお知らせください。

なお、委員名簿の記載内容、名前や役職などに誤り等がございましたら、 後ほどお知らせいただければ修正いたしますのでお知らせください。 それでは、本日の審議会の出席状況をご報告いたします。 本日は、越智委員、串田委員、桑山委員、小林委員、関島委員の5名が欠 席で、15名の委員うち、10名のご出席となっています。 この審議会は、新潟市男女共同参画推進条例 施行規則 第15条第2項に より、委員の半数以上の出席をもって開催することとなっておりますので、 会議が成立しておりますことを報告いたします。 あと、会議録を作成し、市のホームページに掲載する都合上、会議の内容 を録音させていただきますので、ご了承願います。 それでは、これより議事に入らせていただきます。 会議次第の「4 議事」の「(1) 会長の選出について」でございます。こ の4月で委員の改選がありましたので、新たに会長を選出させていただきま 会長が選出されるまでの進行につきましては、事務局で進めさせていただ いてよろしいでしょうか。 それでは、男女共同参画課長が進めさせていただきます。 事務局 男女共同参画課の上所です。 (上所課長) 会長の選出までの進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたし ます。 新潟市男女共同参画推進条例施行規則第14条第1項により「会長は委員 の互選により、これを定める」となっておりますので、委員の皆さまの中か らお選びいただきたいと思います。 どなたか立候補、または、ご推薦いただけないでしょうか。 片元委員 前期に評価部会長を勤めていただきました指田さんを推薦させていただけ ればと思います。 ありがとうございます。ただ今、片元委員から、指田委員を会長にという、 事務局 ご推薦がございましたが、皆さまいかがでしょうか。 (上所課長) (拍手) ありがとうございます。 それでは、指田委員に会長をお願いしたいと思います。 ここからは、指田委員に中央の会長席にお移りいただき、ごあいさつの後、 議事の進行をお願いしたいと思います。 それでは指田委員よろしくお願いいたします。 会長 皆さまこんにちは、改めまして、ただ今選出いただきました指田と申しま す。私は今年2期目なのでまだまだ不慣れなところがあるかと思いますが精 一杯皆さまのお力添えができるように努めさせていただきます。 それでは、議事の(2)会長代理の指名について、会長代理につきまして は、新潟市男女共同参画推進条例施行規則第14条第3項により、会長が指

	名することとなっております。 欠席されている委員を指名することもできるのでしょうか。
事務局(上所課長)	欠席されている委員の方々には、指名された場合は会長代理に就任する旨、 了承をいただいております。
会長	では、会長代理につきましては、本日欠席されておりますが、関島委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。 (拍手) ありがとうございます。 次に、議事の(3)報告について、報告事項の①から③まで一括して事務局より説明をお願いします。
事務局(長谷川補佐)	それでは、資料1をご覧ください。平成29年度の男女共同参画課の主な事業と予算額を記載しています。予算額の上段が今年度の予算額で、その下のかっこ書きが昨年度の予算額です。 (1)男女共同参画啓発事業ですが、男女共同参画の啓発のために例年行っている事業で、内訳としては各区に3名ずついる地域推進員による啓発事業、高校・大学で行うデートDV防止セミナーの開催経費、本審議会及び男女共同参画苦情処理委員会の委員報酬、毎年度行っている男女共同参画行動計画の進行管理に係る経費、そして今年度の新規事業として、女性活躍推進法にもとづく地域推進計画策定に係る経費です。 この地域推進計画策定経費(500千円)が新たに加わったため、予算額が増加しております。
	(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進は、 男性の育児参加を促すため、10日以上育休を取得した男性に奨励金を支給しており、昨年度は予算10件のところ16件の支給を行いました。徐々に制度の周知が進んできていると感じているところです。 また、男性の育児参画や女性の活躍というのは、個人の意識改革だけでは進まない面があり、企業側の理解も必要不可欠ですので、企業に対してワーク・ライフ・バランス推進のためのコンサルティングも行っています。また、昨年度に立ち上げた経済団体、労働団体、関係行政機関などからなる、新潟市ワーク・ライフ・バランス推進協議会を運営するとともに、昨年度に引き続き「新潟市ワーク・ライフ・バランス推進フォーラム」を開催し、その中で優良事業所の表彰なども今年度も行う予定です。また、昨年度にワーク・ライフ・バランスの推進を啓発するためのパンフレットを作りましたが、この前表彰した優良事業所の紹介などを一部加えて増刷・配布を行う予定でございます。また、今年度の新規事業として、企業の経営者などを対象とした、ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを今月の25日に開催いたします。また、今年度の新規事業として、働く女性のネットワークづくり交流会を開催いたします。詳細は未定ですが、飲食店を借り切るなどして、活躍する

女性の方による講演や飲食を伴う懇親会などを行うことを想定しております。

その他、男性相談員による男性のための相談事業、これは大阪の団体に相談事業を委託しておりますが、相談事業を引き続き行って男性の生きづらさを解消していきたいと考えています。

(3)男女共同参画推進センター事業は、万代市民会館の中にある男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の運営等に係る経費です。内訳としては、主催講座の開催、情報図書室・保育室の運営、市民団体協働事業などアルザにいがたの運営に係る経費や非常勤職員の人件費などです。

予算が前年度に比べて減少しておりますのは、情報図書室の開室時間を休日とか夜間の一部の時間帯を縮減したことによるものです。

(4) 相談体制の充実ですが、アルザにいがたで行っている「こころの相談」「女性のこころとからだ専門相談」に係る経費です。

「こころの相談」はNPO法人に委託して行っています。

「女性のこころとからだ専門相談」は新潟大学医学部保健学科のご協力で行っております。

- (5)DV被害者救済と自立支援(女性緊急一時保護等事業費補助金)は、D V被害者のために緊急一時保護と自立支援を行っている民間団体に対する施 設運営費補助です。団体に対する補助額を増額したことにより予算額 が増加 しております。
- (6)DV被害者救済と自立支援(配偶者暴力相談支援センター事業)は、市が設置している配偶者暴力相談支援センター「DVセンター」に係る経費です。

予算は若干増加しておりますけども、DVセンターの相談員の人件費が若 干増加していることによるものでございます。

(7)アルザフォーラムの開催は、男女共同参画の啓発のため、毎年アルザにいがたで行っている「アルザフォーラム」の実行委員会に対する負担金です。この実行委員会は、市民と市とで構成して企画等進めております。

以上で、資料1の平成29年度事業についての説明を終わります。

続きまして、資料2-1をご覧ください。男女共同参画苦情処理委員会議、 推進会議の開催概要でございます。

男女共同参画苦情処理制度というものがございまして、市の政策などについて男女共同参画の観点からおかしいのではないのかといった市民からの苦情を受け付ける所ですが、昨年度の内容としましてはここに書いておりますように 27 年度の処理状況と平成 28 年度事業の実績の報告と行動計画について若干ご報告いたしました。平成 28 年度は苦情処理の案件はなく、平成 22

年度を最後に市民からの苦情が無いという状態になっております。

苦情処理委員の名簿は以下の通りで内山先生にも委員として入っていただいております。

続きまして男女共同参画推進会議についてですが、これは部長以上の者から構成される庁内の全庁的な会議です。

例年 2 回行っておりまして、第1回目の推進会議は行動計画と附属機関における女性委員の登用促進について、第2回目の推進会議では行動計画の実施事業の評価、毎年この審議会で事業を評価していただいたものをこの全庁的な市長や部長以上の会議で報告することになっております。

また、昨年度は付属機関における女性の登用促進やまた新潟市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、市の職員の女性職員の活躍に関する計画という事について説明いたしました。

さらに、年1回研修会をおこなっており、昨年度は川島高之さんを講師に招き「イクボスで成果と笑顔を共にパワーアップ」ということで市役所の所属長を主な対象として実行しております。

続きまして資料2-2をご覧ください。審議会などの附属機関における「女性委員の登用率」についてです。

平成 23 年度からの第 2 次行動計画において「平成 27 年度末までに 40%以上」という目標を掲げて働きかけを行ってきましたが、平成 26 年度に予定よりも 1 年早く目標の 40%以上を達成いたしました。

平成 26 年度末からは「平成 32 年度末までに 45%以上」と目標を定めて、 取組を進めております。

資料の上段を見ていただきますと、昨年、平成 28 年度の実績が 42.1%、 今年は、正式には例年 7 月に調査を行って秋に集計していますが、今のところの見込みでは 43.5%です。正式に調査、集計を行うと 0.5%くらい下がりますが、このような状況です。

裏面をご覧ください。グラフが3段にわたって記載されておりますけども 各政令市の女性委員割合をまとめたものです。

新潟市は、平成24年ごろは10位ぐらいだったのですが、平成25年度から 北九州市、岡山市についで3位と上がってきまして、昨年度は3位から2位 とさらに上がったということで、女性委員の登用については高い水準で推移 しているところでございます。

以上で, 説明を終わります。

会長

ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして、何か疑問点とか、もう少し突っ込んで聞いてみたいところとかありますでしょうか。

政令指定都市3位から2位へ、次は1位になれるかどうか。打倒北九州市 でがんばっていけるといいなと思います。

次に、議事の(4)行動計画実施事業の評価(平成 28 年度実施事業)について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 (上所課長)

それでは事業評価について説明させて頂きます。この第3次行動計画ですが、平成28年度から32年度までの5カ年について計画しております。さら

に目標ごとに達成度を測るための指標を設定、また計画期間中に達成すべき 数値目標を設定して年度ごとに事業の点検評価という進行管理を行いながら 施策の推進に取り組んでおります。

審議会の皆さまには、この事業評価をお願いすることになりますので、その評価の手順について説明させていただきます。

最初にスケジュールについて説明させていただきます。資料3「実施事業の評価スケジュール(案)」をご覧ください。本日の会議は、資料真ん中の欄「審議会の動き」というところの「7/5審議会①」にあたります。

まず今日にいたるまでの市役所内の動きを説明させていただきます。昨年度、各課で行いました男女共同参画の視点に立った取り組み実績と、その事業につきまして各課が自己評価した「1次評価」というものを、5月中旬に提出していただきました。次にその「1次評価」をもとに、男女共同参画課で2次評価を行いました。「2次評価」は、男女共同参画の視点を持って事業を実施したか、また行動計画の目標達成に向けた取り組みや課題などについて評価を行ったものです。

事前に送付させていただいた資料のうち、資料 6 が各課で行った「1 次評価」。資料 7 が「1 次評価」をもとに男女共同参画課で行った「2 次評価」となります。

ここまでが今日にいたるまでの市役所の動きとなります。各評価につきましてはスケジュールの後に説明をさせていただきます。

それでは今後のスケジュールですが、委員の皆さまから行っていただきますのは、「1次評価」「2次評価」をもとに、行動計画の目標が達成されているか、達成のために何が必要かを評価していただく「3次評価」となります。

再度、資料3をご覧ください。皆さまから行っていただきます「3次評価」を年次報告書という形にまとめ、10月に市長へ報告し、11月に男女共同参画推進会議で庁内に周知を行います。その後、ホームページに掲載しまして市民の皆さまへ周知を行うという流れになっております。

では、細かいスケジュールを説明させていただきます。

「第3次評価」作成のための第一段階としまして、審議会の全委員の皆さまから、それぞれの専門的立場で評価に対する意見を提出していただきます。資料6の「1次評価」資料7の「2次評価」をもとに、委員の皆さまから、まずは個人の段階での意見または要望を、7月21日までに事務局の方に御提出を頂きたいと思います。記載方法等につきましては後ほど説明いたします。続きまして、

第二段階としまして、皆さまから提出していただいたご意見を踏まえ「第 3次評価(案)」としてまとめていくわけですが、毎回委員の皆さまから全員集まっていただくのは非常に難しいと思いますので、この審議会内に評価部会を立ちあげて、評価部会員の方から「3次評価(案)」の作成をお願いしたいと思います。評価部会は、7月下旬から8月の上旬の間に1回。この審議会の動きの欄の「評価部会①」になります。それから8月下旬に1回。これは「評価部会②」になります。計2回開催しまして「1次評価」「2次評価」それから皆さまに御提出いただきました評価等ご審議いただき、「3次評価(案)」を作成していただきます。

評価部会から作成していただきました「3次評価(案)」を9月上旬ごろに

開催を予定しております第2回の審議会、「審議会②」になりますが、そこで 委員の皆さまから御審議いただきます。

第三段階として、第2回の審議会で皆さまからいただいた意見を踏まえて、まず、9月下旬頃に開催する「3回目の評価部会」、「評価部会③」となりますが、こちらの方で「3次評価」の「評価部会としての最終案」を作成していただきます。

「評価部会の最終案」が出来上がりましたら、一度、1次評価をした市役所内の事業の担当各課へ戻しまして、内容の確認を行ってもらう作業を経て、10月中旬頃に予定しております第3回目の審議会で全委員の皆さまから最終審議を行っていただきまして「3次評価」を完成させていきたいと考えております。以上が平成28年度の事業評価のスケジュールとなります。

それでは、引き続き評価について説明させていただきたいと思います。

資料6「1次評価」をご覧ください。「1次評価」は、第3次男女共同参画 行動計画の目標に対して配慮した内容であったか、または目標達成に効果が あった内容か、貢献した内容であったかということを、事業を所管する各課 が自己評価したものになります。

1ページをお開きください。見開きで見ていただく表となっております。 左の方から事業内容、行動計画に基づく男女共同参画の視点に立った取り組み内容、主たる対象、予算額、平成28年度実績、事業実施にあたり、行動計画の目標に対し、その実現に向けて配慮した内容または行動計画の目標達成のために効果があった内容・貢献した内容、男女共同参画の推進という視点のもとに事業を実施するうえでの課題、自己評価、次年度以降の取り組みという事で事業ごとに記載をさせていただいております。

この各事業ですが第3次行動計画の施策体系別に記載してあります。また それぞれの事業が第3次行動計画のどの部分にあたるのかは、この表の左から2番目の列の「事業コード」こちらの方で確認できるようになっておりま すのでこれについて簡単に見方を説明させて頂きます。

資料の5-1をご覧ください。「第3次新潟市男女共同参画行動計画 施策の体系」という表です。行動計画は「目標」、「施策の方向」、「具体的な取り組み」という階層で構成されています。6つの「目標」の下に 目標に達するため進めていく「施策の方向」、その下に施策の方向ごとに市が行う「具体的な取り組み」を掲げており、ここには書かれていませんが、この下に「具体的な取り組みに係る主な項目」がぶら下がっています。

次に、資料 5 - 2 をご覧ください。「施策体系別の具体的取組一覧」という ものになります。

こちらは「目標」、「施策の方向」、「具体的な取り組み」に加え、先程の資料5-1で書かれていなかった「具体的な取り組みに係る主な項目」までを一覧にしたものとなっています。一番上の網の濃い色の部分が「目標」、次のカッコ数字が「施策の方向」、次の丸数字が「具体的な取り組み」、次のカタカナのアイウなどが「具体的な取り組みに係る主な項目」となっておりまして、この目標No、カッコ数字、丸数字、カタカナのアイウこれを取り出したものが、先程の資料6で説明させて頂いた事業コードになっております。

事業コードも、資料5-3に大きく拡大して載せましたのでご覧ください。 実際に評価を行う際は、資料6の「1次評価」の事業コードと資料5-3を ご覧いただき、1次評価が行動計画のどの部分に当たるのかを確認しながら 評価をお願いしたいと思います。分かりにくい場合は、お声がけいただけれ ば別途ご説明させていただきます。

評価の方法につきましては、本日追加配布しました資料 5-4 をご覧ください。 1 次評価につきましては、昨年度までの第 2 次行動計画の評価では $A \sim D$ までの 4 段階の評価でしたが、今回の第 3 次行動計画の評価からは $A \sim E$ の 5 段階に変更して新しい基準で自己評価を行ってもらいました。

「1次評価」の本来の目的というのは事業の進行管理ですが、それぞれの所管課が、自分たちの事業がどのように男女共同参画に繋がっているのかを意識しながら「1次評価」を行うことで、それぞれの所管課が自分たちの業務について男女共同参画の視点を持って見つめ直すよい機会となっており、庁内の意識醸成にも役立っていると考えております。

続きまして「2次評価」について説明させていただきます。「2次評価」は、男女共同参画の視点を持って事業を実施したか、また行動計画の目標達成に向けた取り組みとして評価すべき点や課題などについて、男女共同参画推進会議事務局として男女共同参画課が、行動計画「施策の体系」の上の「施策の方向」のレベルで評価を行ったものになっております。「施策の方向」のレベルというのは、先ほども見ていただきました資料 5-1 を再度ご覧頂きたいと思いますが。左から 2 番目、「目標」の次の「施策の方向」。このレベルで「2 次評価」を行っております。

最後、皆さまに行っていただきます「3次評価」について説明させていただきます。「3次評価」は、「1次評価」「2次評価」とは異なり、外部評価ということで、審議会による評価となります。

「第1次評価」「第2次評価」をもとに、行動計画の目標が達成されているか、達成のために何が必要なのかを、行動計画「施策の体系」の上の「目標」このレベルで、委員の皆さまから評価していただくのが「3次評価」となります。

先ほど、スケジュールのところで説明させていただきましたが、「3次評価」の第一段階として、まずは、審議会の全委員の皆さまから、「1次評価」「2次評価」をもとに、意見または要望をご提出していただきたいと思っております。

本日配付しました資料8をご覧ください。こちらが実際に委員の皆さまからご意見をいただく様式になっております。行動計画の目標達成に向けた取り組みとして評価すべき点や、課題と考える点について、各委員の皆さまの専門的な立場からのご意見、またはお気付きになった点についてご意見をこの様式にご記入ください。

この様式ですが「目標」、「施策の方向」、「具体的な取り組み」、「具体的な取り組みに係る主な項目」ごと、つまり事業No.ごとに書き込めるようになっております。

資料8の最後の頁をご覧ください。こちらの方に記入例をつけておきまし

た。意見を記入した項目につきましての右下の吹き出しの凡例をつけておき ましたので、こちらの真ん中の欄に、「意見の区分」ということで「よかった」 はA、「もっとこうしたら、もっとこうすべき」はB、「まだまだ、よくなか った」はC、「質問」はQ、それ以外は「その他」Dという事でこの記号を書 き加えていただければと思います。 記入例にありますように、Bということで、もっとこういうふうにすれば いいのではないかという建設的な意見ですとか、Cということで、もっと積 極的に推し進めるべきではないかなど、そういったご批判についても是非お 書きいただきたいと思います。また、Aということでも、いいことをやった というふうに評価いただける部分がありましたら、それにつきましても、是 非お書きいただけると、大変励みになりますのでよろしくお願いいたします。 逆にこれでは事業が理解できないとか、何のために行っているのかといっ た質問につきましてはQということで、評価でも質問でもないのだけれど… そのようなことがありましたら、Dということでお書きください。質問の回 答を所管課からもらって、お返ししたいと思っております。 7月21日までに事務局である男女共同参画課の方に御提出をお願いいたし ます。 最後に、資料4をご覧ください。これは昨年度作成しました平成27年度分 の事業に関する「男女共同参画年次報告書」の「3次評価」に係る部分を抜 粋したものでございます。7月21日までに寄せていただきました意見をまと めまして、最終的にはこのような形でまとめさせていただくことになります ので、ご参考にしていただければと思います。 以上で説明を終わりますが、おそらく今の説明だけでは非常に分かりづら いという事もあるかと思います。この会議終了後でも結構ですし実際に評価 をはじめてからでも結構です。不明な点等ございましたら男女共同参画課の 方に遠慮なくお問い合わせいただきたいと思います。よろしくお願いいたし ます。 会長 ありがとうございました。何かご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。 様式8をデータでいただいて、メールで提出ということでよろしいでしょ 若山委員 うか。 メールでデータをお送りしますので、よろしくお願いいたします。 事務局 (上所課長) 他の皆さんにもメールでデータを送ってもらえますか。 会長 事務局 皆さんにメールでデータを送らせていただきます。 (上所課長) よろしくお願いいたします。締切りが7月21日ということで早速宿題をい 会長 ただきましたのでよろしくお願いします。宿題と言うとなんかやらされ感が ありますので、プレゼントだと思って楽しみながらいろいろな課題出しをし ていただけたらと思います。 では議事の(5)評価部会の委員の方を選任させていただきたいと思いま

	す。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	評価部会につきましては、協議しやすい人数、予算の都合もありますので、
(上所課長)	委員の人数は3名~4名程度でお願いいたしたいと思います。
	また、事務局としましては、これまでに部会を経験している方に何人か入
	っていただけると大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いい
	たします。
会長	では、今ほど事務局から説明がありましたが、経験者を含めて3~4名程
	度ということですので評価部会やってみたいという方は挙手をお願いしま
	す。
	(希望者が挙手)
	ありがとうございます。手を上げていただいた、片元委員、渋谷委員、鈴
	木委員にお願いしたいと思います。承認される方は拍手をお願いします。
	(拍手)
	では、承認いただけたという事でこの3人の委員の方にお願いしたいと思
	います。よろしくお願いいたします。その他事務局の方から何かありますで
	しょうか。
事務局	冒頭にお伝えしましたが、労働局様の方から資料をいただいておりますの
(長谷川補佐)	で、少しご説明いただければと思います。
木村委員	お手元に3種類の資料を配布させていただいております。「女性活躍推進
	法」これは略称でございますけども、私ども労働行政でも女性活躍推進法と
	いう名称を使っておりますのでこの名称でご説明させていただきます。
	この法律は平成27年8月に成立いたしまして、平成28年4月から施行さ
	れているもので、事業主の方々に「一般事業主行動計画」という計画を作成
	していただく内容になっています。
	資料の1のところが行動計画の届け出状況でして、従業員 301 人以上の企
	業と従業員300人以下の企業を分けて記載しております。
	301人以上の企業は提出義務が課せられている企業でございます。301人以
	上の企業は新潟県に 261 社ありまして、かなり新潟市内に集中していると思
	います。
	内容をずっとご紹介しますと時間がかかってしまいますが、こういうデータを集建して、大性の活躍性准に向けての企業の取組が合いるなっているか
	タを集積して、女性の活躍推進に向けての企業の取組が今どうなっているか、 ************************************
	もしくはどういう方向性を持っていただいているか。といったようなことを これでもって把握し、政策を色々展開するための基礎資料になるものです。
	これでもつく把握し、政策を包々展開するための基礎質科になるものです。 特に今どんな企業の中で、どんな取り組みをすることで女性活躍推進を進
	めて行こうか。というのは、めくっていただきまして3ページ目の最後に「8」
	めて17こうが。というのは、めくろくいだださまして3ペーショの最後に「8] という項目がありまして、取組の内容で主なものということで下線を引いて
	あるもの、これが、今、県内企業でこれから女性の活躍推進について自社の
	のるもの、これが、ラ、原内正来でこれがら女性の高雄推進について自社の 企業で実効性のあるものとして計画の中に取り込んでいただいているものと
	在来で美効性のあるものとして計画の中に取り込んでいただいでいるものと お考えいただけたらと思います。
	おちんいたたりたりと忘います。 まだまだ、女性の採用が少ない企業もございますので「①採用に関する事
	よによに、女性の抹用が少ない生来もこといまりので「山抹用に関する事

項」については求職者に向けた積極的な広報。それから「④配置・育成・教育訓練に関する事項」のところですが、女性労働者や配置拡大、職域の拡大となっていますけども、なかなか職域が広がっていかないという問題もございますので、そういうことについてお取り組みを頂けるということ。また管理職登用に向けた研修。まだまだ研修が必要ということで、指田委員にももっとご活躍いただいてですね、企業の中での女性の活躍推進に取り組んでいただきたいと考えております。

最後の頁が県内の女性の働き方についてのデータです。色んなところでご紹介しているものですけれども、一番下の管理職に占める女性の割合。これが全国の平均で13.4%。新潟県の場合は10.5%。ということでまだまだ女性の管理職比率が低いことを読み取っていただければと思います。

それからお配りしました2つ目の資料が、ハラスメントの防止対策セミナーについてのものです。私の雇用環境・均等室という部署はハラスメント相談を一手に引き受けております。例えばパワーハラスメント、それからセクシュアルハラスメント、それから最近法律が施行されましたがいわゆるマタニティーハラスメント、この3つのハラスメントについてすべて私ども雇用環境均等室でご相談を受けたまわっております。

このうちセクシャルハラスメントと妊娠出産育児休業等に関しましてのハラスメント行為、この2つが法律に基づいて事業主さんにご対応をお願いしているものですが、これらに関するトラブルが非常に多いです。

昨年1年間に県内で大体一千件位のいじめ、嫌がらせの案件ということでこれが中々なくならない。今回、企業指導を目的にハラスメント防止対策セミナーを開催いたします。斜線が引いてあるものは、すでにお申し込みを締め切らせていただいているもので、新潟市内であれば7月28日のセミナーはまだ空席があるという状況です。企業の中で、問題やトラブルが顕在化しますと色々な面で大きな負担になりますので、とにかく対策を徹底したいということで、こういったセミナーにお申し込みいただいています。

それから3つ目の配布資料でございますけど、今年3月に改正法が成立いたしまして10月1日からになりますが、今は育児休業の取得期間は原則1歳で、保育所に入れないと1歳6か月まで育児休業を取れることになっています。これが今回の改正で2歳まで育児休業を延長できるということで対象期間が広がっております。これは非常にレアケースで、あくまでも2歳までの育児休業取得を推進するものではなく、とにかく保育所に入れないという待機児問題が非常に大きくなっていますので、そこをカバーするために2歳までの育児休業取得を認めるものになっています。

それから育児休業給付。これはハローワークに行って手続きをしていただくものですが、雇用保険の方から、今は育児休業に関しては最初の6カ月は67%の休業給付になっています。そのあとは5割になるのですが、それも2歳まで延長になります。

かなりそういうところでお困りの方には救いになるのではないかなということでこういった広報用の資料をお持ちしましたので、職場の中ですとか、いろいろなところでお困りの方に情報提供をしていただければということでございます。以上3点の資料について説明のお時間をいただきましてありがとうございました。

事務局 (長谷川補佐)	ありがとうございました。事務局からですけども、今後の日程ですが、さきほどご説明したスケジュールに従い後日、「評価部会開催日」について、評価部会員の皆さまに日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、次回、第2回審議会の開催は、9月上旬を予定しています。改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
会長	では、他に何か皆さま、はい、お願いします。
鈴木委員	今回評価部会の評価委員を引き受けさせていただいたんですけども、皆さんに少しお願いなのですが、私は去年1年しかやってなかったんですけど、そこでとてもびっくりしたことがありまして、皆さんの評価で、「もっとこうしたらいいのに」、「こうするべきじゃないか」という意見がとてもたくさんあって、それ自体はすごくいいことですが、評価の欄は「A」になっているのです。そういうご意見ならば評価は「B」か「C」なのですよね。1次の評価で各所管課の評価の欄がAがとても多くなっているので、そこをご覧になっているのかもしれないのですが、とっても集計がしにくくて、評価部会では皆さんの評価を集計しなければいけないのですけど、「B」ではないかというものが「A」になっていてとても調べるのが難しかったので、ぜひみなさん審議会としての評価の方法を書いていただきたいと思っております。大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。どうしても主観でよかった、もっとこうした方がいいとかあるかと思うのですけどもみなさん、集計を評価部会の方がしなくてはいけないというところも鑑みて、集計評価の7月21日までに提出するその皆さまのご意見ですね、評価をしっかりつけていただければと思います。他に何かご意見ご質問などあれば、いかがでしょうか。事務局の方もよろしいですか。それでは、次回の9月の審議会の方2回目が、9月上旬頃ということですのでみなさんまた、日程を皆さまにお伺いするかと思いますのでよろしくお願いいたします。 以上で、本日の議事は終了させていただきます。皆さまありがとうございました。 では、事務局から最後お願いいたします。
事務局 (長谷川補佐)	それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回審議会を終了いたします。 本日はありがとうございました。
(2 C D / 1 IIII 1-1/	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,